

2015年5月26日

「LT会」会報第15-04号(総153号)

上海 LT コンサルティンググループ

リース車のリスクマネジメント強化によるコスト削減のすすめ

中国の会社や工場への通勤用あるいは営業用に自動車リースを利用されている企業は少なくないでしょう。自動車リースに関連するリスクと言えば、交通事故が真っ先に思い浮かぶことと思いますが、それ以外にも数多くリスクが潜んでいることをご存じでしょうか。

リース料金の水増し請求、リース会社のライセンス・損害保険契約に起因するリスク等の問題が存在し、それを見逃すと結局は企業の費用負担増となって跳ね返ってきます。本稿では自動車リースのリスクを考察し、リスクマネジメント強化によるコスト削減策を皆様に提示したいと思います。

1. 交通事故以外の諸リスク

(1) 走行距離の不正な水増し

自動車リース契約の多くは、毎月の定額リース料金範囲内での基本走行距離を定めています。そして基本走行距離を超過した場合、1km当たり例えば2円で計算した金額を超過リース料として企業に請求します。

多くの企業では、リース会社を選定する際に、定額リース料金と超過リース料の単価を見積もりでチェックしますが、契約後の走行距離管理がルーズになりがちです。このため、中国のリース会社では、あえて安い定額リース料金を提示して契約を獲得、後で走行距離の不正な水増しにより高額な超過リース料を請求してカバーするという営業手法がかなり一般的に採用されています。そして走行距離水増しは運転手の腕の見せ所となります。

運転手は、取引先訪問時等の待ち時間等で購入した走行距離水増し用の専用キット(写真1)をハンドル下にあるコネクタに差し込み(写真2)、車の電源を入れます。すると停止状態でガソリンを一滴も使うことなく、速度計は時速240kmを指し(図3)、走行距離計の走行距離が増加するのです。

商談が終わり自動車に戻るころには走行距離が数十km進んでいますが、余程注意していないと誰も気づかないでしょう。こうして月締め時には数百あるいは数千km分水増しされた超過リース料が請求されるのです。



写真1: 専用キット



写真2:専用キットを差し込む



写真3:停止状態で時速 240 kmを指す速度計

(2) リース会社とは名ばかり、実態は個人名義の違法白タク

個人が自分で購入した個人名義の車両をリース会社に持ち込み、企業との契約上はリース会社の車両として企業に提供されている事例もよく見られます。このとき、リース会社と車両を持ち込んだ個人の契約に「交通事故等が発生した場合、リース会社は一切責任を負わず、車両所有者の個人がすべての責任を負う。」という条項が挿入されるのが一般的です。また、その車両は営業用リース車としてのライセンスを持たないため、交通管理監督当局の検問に遭えば、違法リース車として摘発され、罰金を科されるとともに、処分が完了するまで、車両使用停止処分を受けることとなります。

(3) 違法白タクの損害保険免責判決

2014年4月、南京の秦淮地方裁判所は、上記(2)に該当する違法白タクが起こした重大な交通事故で損保会社が保険金支払いを拒否した事案において損保会社側の主張を支持する判決を出しました。判決の理由は個人名義の自家用車をリース営業に使用すること自体が非合法だからです。このため、今後違法白タクで交通事故が発生した場合、損保会社に保険金支払を拒絶されるケースが増加して行くものと予想されます。

(4) 付随費用の損金計上否認

上記(2)の違法白タクの場合、走行時に負担したガソリン代や高速道路通行料など車両関連費用の損金計上が税務署に否認されるリスクにも注意を要します。2010年度南京市国税局の企業所得税清算に関する質疑応答では「自家用車を営業利用した場合のガソリン代等の経費は損金計上できない。」とされています。上海市の税務局が違法白タク利用に関する経費の損金計上すべて否認した事例もあります。

(5) リース契約上の保険金額より少ない損害保険付保金額

悪質なリース会社では、リース契約書に明示している金額の対物対人同乗者保険を一旦付保し、作成された保険証券を企業に見せたてから、保険金額を減額あるいは任意保険そのものをキャンセルすることにより、保険料の返戻を受けているケースもあります。この場合、事故発生後に想定していた保険金を受け取れないことは言うまでもありません。

(6) 企業担当者とリース会社の癒着

悪質なリース会社が企業の担当者と癒着し、上記(1)の走行距離水増しで得た不当な収入の一部がリベートとして担当者にキックバックされているケースもよくあります。企業内に協力者がいることで、不正行為が発覚しにくくなり、いつまでも高額なリース料を払い続けることになるのです。

(7) 悪質な中途解約条項のわな

悪質なリース会社は数々の悪行を重ねたうえに、リース契約に中途解約を容易に許さない条項を潜ませています。リース会社の諸問題に気づいた契約者が途中で解約しようとしても「契約者が期間 3 年の契約を中途解約する場合、リース会社は経過期間にかかわらず、3 年分のリース料全額を違約金として請求できる。」というような中途解約条項があると身動きが取れなくなります。どう考えても理不尽な話なのですが、契約書に署名している以上、支払わざるを得なくなるケースもあるようです。

2. リスクマネジメント強化によるコスト削減策

上述の諸リスクは、社内のリスクマネジメントを強化することにより除去できます。これにより、結果的に余分なコストが削減されるのです。

(1) 走行距離の水増し防止

走行距離水増しを防止するために、車両に GPS を取り付けます。GPS で管理した走行距離と走行距離計を突き合わせれば不正請求を回避できます。

(2) 違法白タクの排除

違法白タクかどうか確認するために、車両ごとに必ずある行駛証の名義人を確認します。名義人がリース会社、使用目的がリース営業車となっていれば問題はありません。悪質なリース会社により行駛証が改ざんされているケースもありますので、専門の会社に相談し、確認することも必要です。

(3) 保険金額の不正排除

保険金額の不正は、損保会社に電話をして、保険証券の写しに書かれた金額が付保されているかどうか確認すれば見破れます。

(4) 不利な契約条項の排除

中国は日本以上の契約社会であり、契約書に一旦署名・押印すれば、契約者は契約書の内容を基本的に履行しなければなりません。このため自動車リース契約を締結する際はリース料金以外の契約条項についても入念にチェックしてください。中国語による契約に不安がある場合は、予め専門家に相談し、不利な条項があれば、お互いが納得できるまで先方と粘り強く交渉することが肝要となります。

以上